



参議院議員 石井みどりNEWS



歯科界の掲げる税制改正要望事項が実現・存続へ！

歯科界の唱える税制改正要望事項につき、最も大きな課題が「社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続」（いわゆる四段階制）・「社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続」「医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続」でした。

この2項目については、民主党政権下で存続が危ぶまれていた事項であり、かつ存廃を判断するための議論も行われていない状況でありました。

自民党の政権奪還により、自民党税調の議論が連日行われました。

本来であれば通常例年12月に結論が出されるものでありますが、1月に入ってから党内各部会・税調においてハイスピードで議論がされました。

このような状況下で、前号でお伝えした通り、全国を廻りながら党厚労部会・経産部会・内閣部会・税調等に出席し、歯科界の主張を代弁してまいりました。

その結果、診療報酬四段階制については、はじめ「△」から「条件付き○」（診療報酬5000万円以下の者のうち、自由診療収入を含めた収入（医業収入）が一定額（7000万円）以上の者を適用対象から除外）に変更することができました。

また、事業税非課税措置については「二重△」となり、「長期検討とする」とされたため、存続となりました。今後は消費増税との関連も含めて、税制について歯科界の意見集約を図り、その実現に向けて自民党税調内の議論を重ね、歯科界にとって最も有利な税体系の構築を目指してまいります。

- ・ 診療報酬四段階制
「△」→「条件付き○」
※ 診療報酬5000万円以下の者のうち、自由診療収入を含めた収入（医業収入）が一定額（7000万円）以上の者を適用対象から除外
- ・ 事業税非課税
「二重△」
※ 「長期検討とする」



参議院議員 石井みどり事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館403号室
 電話番号：03-6550-0403 FAX：03-5512-2206
 e-mail: m_dori_shi@sangin.go.jp HP: http://www.shiimidori.jp/